【不正競争防止法、
個人情報保護法、著作権法】

生成AIの業務利用(Part Ⅰ)
～部署別ユースケースで
みる法的留意点～

大江橋法律事務所　弁護士　／
ニューヨーク州弁護士
具嶋 光弘
▶ PROFILE
mitsuhiro.gujima@ohebashi.com

第1 はじめに

2022年11月のChatGPTの登場以来、生成AIが大きな注目を集めています。生成AIは、人工知能の一種で、利用者が「プロンプト」と呼ばれる指示を入力すると、文章、画像、音声、音楽などのコンテンツを作成します。(本記事では、文章生成AIについて取り上げるため、以下で生成AIという場合、文章生成AIのことを指します。)

官民ともに、生成AIを業務で利用する際のガイドラインの策定等、ルール作りの動きが活発です(「生成AIの業務利用(Part Ⅱ)～生成AIの利用に関する社内ルールの策定～」を参照)。これは生成AIを活用することによる業務の効率化や質の向上などに対する期待感の現れといえますが、同時に、生成AIには利用上の留意点があることも意味しています。そこで、本記事では、生成AIを業務で利用する場合の部署別のユースケースと法的留意点を検討します。紙幅の都合上、営業部、製造開発部、人事部、情報システム部を取り上げ、それらの部署で典型的に想定されうる(需要がありうる)ユースケースを設定しました注)1。もっとも、他部署のユースケースとして挙げられている例であっても、自部署で同じような生成AIの使い方をする場合には同様の法的留意点があるとお考えください。また、法務部の方にとっては、本記事に記載する全ての法的留意点が、業務に関連するものとして参考にしていただけるのではないかと思います。

第2 部署別ユースケースと法的留意点

1 営業部

Case1：営業担当者が、未公開の新製品の情報や未公開のマーケティング戦略に関する情報をプロンプト入力して、社内用の説明文書を作成した。

(1)不正競争防止法の営業秘密

未公開の新製品の情報や未公開のマーケティング戦略に関する情報は、不正競争防止法(以下「不競法」といいます。)の営業秘密に該当する可能性があるところ、Case1では、それらをプロンプト入力する場合の不競法上の問題点を検討する必要があります。

不競法は、営業秘密に該当する情報が不正に開示等された場合の法的な救済手段を用意し、もって、営業秘密に一定の法的保護を与えています。不競法の「営業秘密」とは、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3要件を満たすものをいいます(同法2条6項)。そして、不正の手段により「営業秘密」を取得する行為等は「不正競争」に該当し(同法2条1項4号等)、差止め(同法3条)や損害賠償請求(同法4条)の対象となります。

注)1　本記事は、各ユースケースにおいて問題となる法的留意点を述べるものであり、生成AIを業務利用する上で問題となる法的留意点を網羅的に述べるものではありません。また、法的留意点については未解決の論点が複数存在していることから、本記事執筆時点の議論状況を紹介するものです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2)検討

営業秘密に該当する情報をプロンプト入力する場合、それによって、営業秘密の3要件のうち、①秘密管理性又は③非公知性の要件を欠くことにならないかが問題となります。営業秘密の要件を欠くと、それ以降、それらの情報は営業秘密ではなくなり、上記の不競法上の保護を受けられなくなります(それらの情報について不正に開示等が行われた場合には、民法の不法行為等、一般法に基づく法的手段を検討することになります。)。現時点において、生成AIに営業秘密をプロンプト入力した場合の非公知性、秘密管理性について確立した法解釈があるわけではありませんが、以下のような議論があります。

まず、プロンプトに入力する情報が生成AIの学習(性能改善)に用いられる場合には、非公知性も秘密管理性も失われると考えるのが一般的です。プロンプトに入力する情報が学習に利用されるとその結果が他の利用者への回答(生成物)に用いられる可能性があるところ、情報が公知になる可能性があり、秘密として管理されているとも言い難いためです。

さらに、学習に用いられない場合であっても、秘密管理性については、プロンプト入力した情報が生成AI提供事業者側に保存されるか、同事業者が保存した情報にアクセスするか(例えば、不正利用の監視を目的としたアクセス等があり得ます。)、同事業者が保存した情報について秘密保持義務を負っているのか等の事情を考慮して、秘密として管理されているといえるかを判断することになると考えられます。これらの事情は、生成AIサービスごとに異なるため、利用規約を確認する必要があります。

以上のとおり、Case1のように営業秘密をプロンプト入力すると、秘密管理性又は非公知性を欠くことになる可能性があります。法解釈が確立されているわけではない現状を踏まえると、営業秘密についてはプロンプト入力を認めないか、認めるとしても、入力した情報が学習に利用されず、保存もされず(よって、生成AI提供事業者が情報にアクセスすることはなく)、かつ、秘密保持義務が明記されている等、営業秘密該当性が失われる可能性が相対的に少ない生成AIを利用する場合に限ることが望ましいと考えられます。

なお、営業秘密には該当しない程度の社内情報についてプロンプト入力を認めるか否かは、社内情報を生成AIに入力することによるメリット(業務効率化等)と情報漏洩リスクとの兼ね合いで判断することになると思われます。その際にも、生成AI提供事業者による学習利用の有無、保存の有無、アクセスの有無、秘密保持義務の有無を確認し、情報漏洩リスクを適切に評価することが重要です。

2 製造開発部(秘密情報の取扱い)

Case2:製品の開発担当者が、製品の共同開発を行っている企業から秘密保持契約を締結の上で取得した技術データを、共同開発する製品の品質向上や改善のため、プロンプトに入力した。

(1)秘密保持義務

Case2のように、秘密保持契約を締結の上で取得した情報をプロンプト入力する場合、それが同契約に定める秘密保持義務に違反しないかが問題となります。秘密保持義務の内容は、個別の契約ごとに異なりますが、一般的には、①秘密情報の定義を定めた上で、②秘密情報の第三者への開示を禁止し、③例外的に第三者への開示を認める要件を定めることが多くあります。③としては、情報受領者の委託先に情報受領者と同様の秘密保持義務を負わせた上で開示する場合を挙げる例がよく見受けられます。これらに加えて、④秘密情報の目的外利用を禁止する規定を置くことも一般的です。

(2)検討

秘密情報の定義は、相手方から開示された情報を全て含む場合もあれば、秘密と表示して開示した情報に限る場合もあります。まずは、プロンプト入力しようとしている情報が、秘密保持契約上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の秘密情報の定義に該当するかを確認する必要があります。

次に、プロンプト入力する行為が「開示」に該当するかを検討する必要があります。保守的に考えれば、秘密情報をプロンプト入力している（生成AI提供事業者に情報を送信している）時点で「開示」であると解釈することになるでしょう。他方で、入力した情報が学習に利用されず、保存もされず（よって、生成AI提供事業者が情報にアクセスすることはなく）、かつ、秘密保持義務が明記されている等の事情があれば、「開示」に該当しないとの解釈が成り立つ場合もあると考えられます（この点は、Case1の秘密管理性の考慮要素と共通します。）。

また、プロンプト入力する行為が「開示」に該当すると解釈されるとしても、生成AI提供事業者を委託先とみて、例外的に開示が認められる第三者の要件に該当しないかを検討することも必要です。例えば、生成AI提供事業者によって学習も保存もされないのであれば、単にプロンプトに対応して生成物を出力するという情報処理を委託しているに過ぎないものとみて、情報受領者の委託先に該当するとの解釈が成り立つ可能性があります。この場合でも、多くの秘密保持契約では、委託先が情報受領者と同様の秘密保持義務を負うことが条件となっている場合が多いところ、生成AI提供事業者の秘密保持義務が契約書や利用規約に明記されているかも確認する必要があります。

さらに、秘密情報をプロンプト入力することが秘密保持契約の目的外利用に該当するかも検討する必要があります。入力した情報が生成AI提供事業者によって学習に利用される場合には、目的外利用に該当する可能性が高いと考えるのが一般的です。他方で、生成AI提供事業者による学習には利用されず、保存もされないのであれば、Case2のように、共同開発する製品の品質向上や改善のために秘密情報を利用することは目的の範囲内といえる可能性が高いと考えられます。

以上のとおり、Case2のように、秘密保持契約を締結の上で取得した情報をプロンプト入力する場合、同秘密保持契約の内容、及び、生成AIの利用規約の双方を確認して、秘密保持義務に違反することにならないかを検討する必要があります。

3 人事部

Case3：人事部の担当者が、採用活動に当たり、履歴書の記載事項その他採用試験の過程で得られた情報をプロンプト入力して、自社との相性を分析して採点させた。

（1）個人情報保護法（利用目的に関する規制）

（ⅰ）利用目的に関する規制の概要

Case3のように、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法（以下、3「人事部」において「法」といいます。）の規制に留意する必要があります。個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず（法17条）、その利用目的を通知又は公表しなければなりません（法21条）。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは禁止されています（法18条）。

一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析（いわゆるプロファイリング）する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければなりません[注)2]。

注)2　個人情報保護委員会、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-1-1、
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230401_guidelines01.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(ⅱ)検討

採用活動に当たって、求職者から提供される個人情報を採否等の検討のために分析すること自体は当然であるものの、現時点では、Case3のように、生成AIを用いて相性の分析・採点（プロファイリング）を行う方法が、採用活動の一環として当然に行われるものとまではいえないでしょう。そのため、Case3の取扱いをする場合、同取扱いが合理的に予測・想定できる形で、利用目的を特定し、通知又は公表する必要があります。具体的には、同取扱いをプライバシーポリシーに明記する方法の他、プライバシーポリシーでは「採否の検討及び決定」等の一般的な記載に留めた上で、同取扱いを求職者に別途通知・公表することによって、同取扱いが合理的に予測・想定できる状態にする方法も考えられます。

（2）個人情報保護法（第三者提供に関する規制）

(ⅰ)第三者提供に関する規制の概要

個人情報取扱事業者は、個人データ注)3を第三者に提供する場合、本人の同意が必要であることが原則です（法27条1項）。ただし、それが個人データの取扱いの「委託」に伴う提供である場合、本人の同意は不要です（法27条5項）。Case3のように、履歴書の記載事項その他採用試験の過程で得られた情報をプロンプト入力する場合、個人データの第三者提供に該当するか否か、「委託」に該当するか否かが問題となります。

(ⅱ)「提供」該当性（クラウド例外の検討）

個人情報を生成AIにプロンプト入力することについては、いわゆる「クラウド例外」として、第三者提供と解釈されない場合に該当するのではないかという議論があります。すなわち、個人情報取扱事業者が、クラウドサービスを利用する場合に、当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっているときには、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならない（つまり、「本人の同意」を得る必要はない）とされています注)4。

利用する生成AIが、クラウド例外の上記要件を満たすか否かは、当該生成AI提供事業者の情報の取扱い次第です。個人情報保護委員会は、令和5年6月2日付け「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」において「あらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある」としています。例えば、生成AI提供事業者が入力されたプロンプトを学習に利用する場合や、入力されたプロンプトに不正利用の監視目的でアクセスする場合には、「応答結果の出力以外の目的で」個人データを取り扱うものとして、クラウド例外の要件を満たさないのではないかとの指摘があります。他方、個人情報保護委員会の上記コメントを反対解釈すれば、「応答結果の出力」のみが目的の場合には、第三者提供には該当しない（つまり、「本人の同意」を得る必要はない）と考える余地もあります。しかし、この点について、個人情報保護委員会は、現時点で明確な見解を示していません。したがって、現時点においては、生成AIに個人データをプロンプト入力することは、クラウド例外には該当しない可能性があることを念頭に、対応を検討する必要があります。

注)3　「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいいます（法16条3項）。「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等をいいます（法16条1項）。Case3の「履歴書の記載事項その他採用試験の過程で得られた情報」は、コンピューターを用いて採用データベース等で管理することが多いと思われるところ、本稿では、「個人情報データベース等」を構成する個人情報、すなわち、「個人データ」に該当するものと扱います。

注)4　個人情報保護委員会、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」A7-53、
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2305_APPI_QA.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(iii)「委託」該当性

個人データのプロンプト入力が、「提供」に当たるとしても、「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を『委託』」する場合には本人の同意は不要となります（法27条5項1号）。個人データの取扱いを委託する場合、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うことが求められます（法25条）。委託の内容としては、委託先における個人データの取扱状況を把握することが必要であり、その手段として、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法（口頭による確認も含む。）を講じれば足りるとされています[注)5]。

まず、生成AI提供事業者が入力されたプロンプトを委託元の利益とは無関係に学習に利用する場合（第三者に提供する生成AIサービスの質を向上するために利用する場合等）、委託元が提供する個人情報の「利用目的の達成に必要な範囲」を超えているため、法27条5項1号の「委託」には該当しないと考えられます。他方、上記のような学習に利用されない場合、利用する生成AIの利用規約等を確認の上、委託先による安全管理措置の監督（法25条）をできるのであれば、法27条5項1号の「委託」に該当すると判断できます。

なお、利用する生成AI提供事業者が「外国」（EU加盟国及び英国を除きます。）にある「第三者」（法28条1項、個人情報保護法施行規則16条に定める個人データの取扱いに関する措置等が取られている場合を除きます。）に該当する場合、当該第三者への個人データの提供は、本人の同意を得なければならず、法27条の規定は適用されません（すなわち、「委託」として、本人の同意が不要となる同条5項の適用もありません。）例えば、生成AI提供事業者がアメリカ法人で、そのサーバーもアメリカにある場合には、「外国」に該当するため、上記の「第三者」の定義から除外される要件を満たさない限り、本人の同意を得なければ、個人データをプロンプト入力することにより提供することはできないことになります（「提供」該当性については上記と同様の議論が当てはまります。）。

(iv)検討

Case3では、上記のとおり、「提供」該当性、「委託」該当性（もし、生成AI提供事業者がEU加盟国、英国以外の外国にある場合には、「第三者」（法28条1項）該当性）を検討し、個人情報をプロンプト入力するのに本人の同意が必要かを判断することになります。

これらの例外要件が認められない場合又はこれらの検討を省略したい場合には、原則に戻って、第三者提供を行うこと（外国にある生成AI提供事業者のサービスを使う場合には、外国にある第三者への提供を行うこと）につき、本人の同意を取得する必要があります。Case3の例のように、求職者の情報を生成AIに入力したいのであれば、応募の段階で第三者提供に同意してもらうようにする等、同意取得を採用活動のプロセスに組み込むことが考えられます[注)6]。

注)5　個人情報保護委員会、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」A5-9、
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2305_APPI_QA.pdf
注)6　Case3との関係では問題になる可能性が低いため割愛しますが、生成AIの利用に当たっては、その他に、個人情報保護法の適正利用（法19条）、適正取得（法20条）に関する規制にも留意が必要です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 情報システム部

Case4：社内システム開発に当たり、担当者が、自社が著作権等の権利を有するプログラムコードをプロンプト入力して、新しいプログラムコードを開発した。

(1) 第三者の著作権

Case4のように、生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成する場合、当該プログラムコードが第三者のプログラムコードの著作権を侵害していないかを検討する必要があります。著作権侵害は、類似性（原著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できること）及び依拠性（他人の著作物に接し、それを自己の作品の中に用いること）の有無により判断されますが、生成AIを利用した場合に、どのように依拠性を判断すべきかについては以下の議論があります注)7。

この点、プロンプトで他人の著作物を引用していたり、特徴に触れていたりする場合には、依拠性が肯定されやすいとされています。他方、プロンプトで他人の著作物を引用したり、特徴に触れたりすることなく、かつ、利用した生成AIの学習データに含まれない著作物に類似する生成物が、偶然、生成された場合には、依拠性は否定されると考えられています。

最も議論があるのは、プロンプトで他人の著作物を引用したり、特徴に触れたりしているわけではないが、生成AIの学習データに含まれている著作物と類似の生成物が生成された場合です。例えば、生成AIがインターネット上で公開されている第三者が著作権を有するプログラムコードを学習しており、利用者が当該プログラムコードの存在を知らずに、当該生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成した結果、第三者が著作権を有するプログラムコードと類似するプログラムコードが出力されたような場合が考えられます。この場合については、依拠性肯定説、否定説両論あり、結論が出ていません。

したがって、依拠性の解釈によっては、利用者がプロンプトで他人の著作物に触れていない場合でも、著作権侵害が生じる可能性があることに留意が必要です注)8。

(2) 生成物の著作物性

生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成する場合、当該プログラムコードが「著作物」に該当するか否かも問題となります。著作物性が認められなければ、当該プログラムコードに著作権法上の保護は及ばないことになります。

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい（著作権法2条1項1号）、プログラムも思想又は感情を創作的に表現したものであれば著作物に該当します（同法10条1項9号）。

この点、従来から、コンピューターを用いて創作活動を行う場合、人が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてコンピューターを使用したものと認められれば、その著作物性は肯定されると考えられています。そして、「道具」として使用したと認められるためには、①思想感情をある結果物として表現しようとする「創作意図」、及び②創作過程において、人が具体的な結果物を得るための「創作的寄与」が必要です注)9。生成AIについても、この従来の考え方に沿って、上記①及び②を満たし、人が生成AIを

注)7　類似性については、生成AIを利用したか否かによって判断が異なるものではないと考えられています。
注)8　なお、Case4は自社が権利を有するプログラムコードを入力する例ですが、第三者が著作権を有する著作物をプロンプトに入力する場合には、当該入力行為自体が著作権侵害にならないか、という論点もあります（「生成AIの業務利用（Part Ⅱ）～生成AIの利用に関する社内ルールの策定～」第3の4参照）。
注9　平成5年11月「文化庁著作権審議会第9小委員会（コンピュータ創作物関係）報告書」参照
https://www.cric.or.jp/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「道具」として利用したといえる場合には、人による創作的な表現であるとして、著作物性が肯定されると考えられます注)10。生成AIを利用した場合における「創作意図」及び「創作的寄与」の判断に当たっては、プロンプト等の分量・内容、生成の試行回数、複数の生成物からの選択の有無、生成後の加筆・修正等の有無が考慮される可能性があります注)11。

したがって、生成AIを用いてプログラムコードを作成する場合には、上記の考慮要素次第では、著作物性が認められず、著作権法上の保護が及ばない可能性があることに留意する必要があります。

(3)検討

以上のとおり、Case4のように、生成AIを用いて新たなプログラムコードを生成する場合、生成物が第三者の著作権を侵害する可能性、生成物の著作物性が認められない可能性があります。前者については、生成されたプログラムコードを解析するツール等の利用により、一定程度リスクを低減することが考えられますが、利用する生成AIの学習データを全て知ることはできない以上、リスクをゼロにすることはできません。また、後者については、プロンプト等の分量・内容で独自性を出す、生成の試行回数を増やす、複数の生成物から選択する、生成後の加筆・修正等を行う等の創意工夫によって、著作物性が認められる可能性を高めることができますが、どこまですれば確実に著作物性が認められるという答えがあるものではありません。

これらの留意点を踏まえた上で、生成AIを用いる利便性を考慮して、どこまでの対応を行うかを判断することになります。例えば、生成したプログラムコードが第三者の著作権を侵害している場合の損害賠償責任について考えてみると、Case4のように生成したプログラムコードを社内システムに利用する場合とシステム開発契約に基づいて社外に納品する場合とでは、後者の方が、相対的にリスクが大きく、より慎重な対応が必要と考えられます。また、生成物の著作物性についても、重要性の低い社内システムのプログラムコードであれば、著作物性が認められなくても特段問題はないと判断できる場合もあろうかと思います。

第3 おわりに

一口に生成AIの業務活用といっても、部署ごとにニーズは異なり、また、人ごとにリテラシーも様々であることが予想されます。生成AIを業務利用するに当たっては、社内ルールの策定、各部署のニーズの把握、ユースケースの提示・周知、社内からのフィードバックや今後の社会動向等を踏まえた社内ルールやユースケースの更新といったプロセスを組織の実状に照らして段階的に行うことが考えられます。そのプロセスを通じて、それぞれの組織に合った生成AIの活用方法が徐々に形になるものと思われます。そのためには、生成AIの質の向上、社会における受容度、新たな法規制、ガイドライン、裁判例等の今後の動向も注視する必要がありますが、本記事が現時点における検討の一助になれば幸いです。

以上

注)10　文化審議会著作権分科会法制度小委員会(第1回)(令和5年7月26日)の資料3参照
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_01/
注)11　同上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。